

食品安全委員会第 462 回会合議事録

1. 日時 平成 25 年 2 月 4 日（月） 14：00～15：48

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 17品目（⑦～⑰はポジティブリスト制度関連）

（⑫～⑰は飼料中の残留農薬基準関連）

①アラクロール ②シアントラニリプロール

③シエノピラフェン ④フロニカミド

⑤ペンチオピラド ⑥メパニピリム

⑦チフェンスルフロンメチル ⑧クロルピリホスメチル

⑨シマジン ⑩フェンプロパトリン

⑪プロメトリン

（厚生労働省からの説明）

⑫クロルピリホスメチル ⑬クロルフェンビンホス

⑭シマジン ⑮パラチオン

⑯フェンプロパトリン ⑰ヘプタクロル

（農林水産省からの説明）

・農薬及び動物用医薬品 1品目

エトキサゾール

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品 6品目（①～③はポジティブリスト制度関連）

①デキサメタゾン ②ベタメタゾン

③メトクロプラミド

（厚生労働省からの説明）

④イリドウイルス症・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（多糖アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研”マリナ-4）

⑤エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤（ゴッシュュ）

⑥マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン（MS 生ワクチン（NBI））（薬事法に基づく再審査）

(農林水産省からの説明)

- (2) 企画等専門調査会における審議結果について
- (3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
 - ・「除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (4) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「アゾシクロチン及びシヘキサチン」に係る食品健康影響評価について
 - ・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統」に係る食品健康影響評価について
 - ・薬剤耐性菌「塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）の承認に係る薬剤耐性菌」に係る食品健康影響評価について
- (5) 平成 25 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について
- (6) 平成 22 年度「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補」に係るファクトシートの作成について（報告）
 - ・ヒスタミン
 - ・ジビエを介した人獣共通感染症
- (7) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

農林水産省 池田畜水産安全管理課長

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、磯部評価課長、

新本情報・緊急時対応課長、北池勧告広報課長、篠原リスクコミュニケーション官、

高山評価情報分析官、前田評価調整官

5. 配付資料

資料 1-1 食品健康影響評価について

資料 1-2 「アラクロール」「シアントラニリプロール」「シエノピラフェン」「フロニカミド」「ペンチオピラド」「メパニピリム」「チフェンスルフロンメチル」「クロルピリホスメチル」「シマジン」「フェンプロパトリン」「プロメトリン」「エトキサゾール」「デキサメタゾン」「ベタメタゾン」及び「メトクロプラミド」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

- 資料 1－3 「クロルピリホスメチル」他 5 農薬の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1－4 製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について
- 資料 1－5 再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について
- 資料 2 企画等専門調査会において調査審議を行った事項について（報告）
- 資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<除草剤ジカンバ体制ダイズ MON87708 系統>
- 資料 4－1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<アゾシクロチン及びシヘキサチン>
- 資料 4－2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統>
- 資料 4－3 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）の承認に係る薬剤耐性菌>
- 資料 5 平成 25 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について
- 資料 6 平成 22 年度「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補」に係るファクトシートの作成について

6. 議事内容

○熊谷委員長 それでは、ただ今から「第 462 回食品安全委員会会合」を開催します。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森口基準審査課長、農林水産省から池田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にあります「食品安全委員会議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料、12 点ございます。

資料 1－1 がリスク管理機関からの評価要請書でございます。その関連資料として資料 1－2 から 1－5 までがございます。

資料 2 が「企画等専門調査会において調査審議を行った事項について」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料 4－1 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料 4－2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料 4－3 が「薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

それから、資料 5 が「平成 25 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について」。

資料 6 が平成 22 年度自ら評価案件候補に係るファクトシートの作成についてでございます。

不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 それでは、続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局におきまして、昨年7月2日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、同委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

| |
|---|
| (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について |
|---|

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から1月30日付で農薬11品目、農薬及び動物用医薬品1品目並びに動物用医薬品3品目について、また農林水産大臣から1月21日付で農薬6品目、1月30日付で動物用医薬品3品目につきまして、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、厚生労働省からの評価要請品目につきまして、厚生労働省の森口課長から説明をお願いします。

○森口基準審査課長 それでは、資料1-2をお手元に用意をお願いいたします。

今回、農薬11品目、それから農薬・動物用医薬品1品目、動物用医薬品3品目につきまして食品健康影響評価をお願いするものでございます。

各剤の概要ですけれども、1ページめくっていただきまして1剤目、アラクロールでございます。

本剤は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う評価要請でございます。用途は酸アミド系の除草剤で、日本では既に登録がございまして、とうもろこし等に適用がございしますが、今回えだまめ、ブロッコリーへの適用拡大申請があったというものでございます。JMPRの評価、国際基準ともになし、米国、カナダ、EUでこれらのものに基準があるものでございます。

食品安全委員会では過去に1回評価いただいております。15年に清涼飲料水の基準策定のため、19年に暫定基準見直しのため、20年に魚介類の基準設定ということで3回評価依頼しまして、23

年8月に ADI 0.01 mg/kg 体重/日という評価結果をいただいているところでございます。

2 剤目、シアントラニリプロールでございます。

これは国内での新規の農薬登録申請に伴う評価依頼でございます。殺虫剤でございます。今回、水稻、キャベツ、はくさい等への申請があったというものでございます。JMPR の評価なし、国際基準なし、諸外国、5カ国地域いずれでも基準がないというものでございます。

3 剤目、シエノピラフェンでございます。

本剤は適用拡大申請に伴う基準値の要請でございます。殺虫剤でございます。日本での現在の農薬登録は、かんきつ、なす、りんご等でございますが、今回、はすいもへの適用拡大申請があったというものでございます。先ほどの剤と同じように、JMPR の毒性評価も国際基準もなし、諸外国でも基準がまだないというものでございます。

本剤については、過去に4回評価をお願いしておりまして、初回は新規の農薬登録、あとの3回は適用拡大ということで、適用作物の追加ということで評価依頼をさせていただいております。ADI がいずれも 0.05 mg/kg 体重/日という評価結果をいただいているものでございます。

4 剤目、フロニカミドでございます。

本剤も国内の適用拡大申請があったということで評価をお願いするものでございます。用途は殺虫剤でございます。現在の登録はトマト、いちご等でございますが、今回、さといも、たまねぎ、かんきつ等への適用拡大申請があったものでございます。JMPR の毒性評価なし、国際基準もなし、諸外国では米国、カナダ、EU に基準があるというものでございます。

本剤も4回、既に評価をいただいております。初回は国内新規登録に伴うものでございますが、あとの3回は適用作物の追加なし IT 申請に伴う評価依頼ということでございます。いずれの回も ADI 0.073 mg/kg 体重/日という評価結果をいただいているものでございます。

5 剤目、ペンチオピラドでございます。

これは、外国の基準を認めていただきたいという IT 申請があって評価を依頼するものでございます。ピラゾール系殺菌剤でございます。国内でも登録はございまして、キャベツ、きゅうり、メロン、トマトに既に基準がございまして。国内登録がございまして、今回、国際機関、海外での状況のところの諸外国の欄の最後にありますように、米国の小麦とかソバの基準、それからカナダのトマトとかやまいも等の基準を認めてもらいたいという要請があったものでございます。米国、カナダ、豪州に基準があるという品目でございます。

本剤については2回評価をお願いしております。1回目が新規の国内登録に伴うもの、2回目は適用作物拡大に伴うもので、ADI は 0.081 mg/kg 体重/日という評価結果をいただいているものでございます。

6 剤目、メパニピリムでございます。

国内で農薬取締法の適用作物の追加申請があったことから評価をお願いするものでございます。なお、本剤については、平成 22 年9月9日付で暫定基準の見直しの評価依頼、2項諮問は既にさせていただいているものでございます。用途は殺虫剤で、アニリノピリミジン系の殺菌剤でございます。現在の国内の登録はぶどう、いんげん、ねぎ等ですが、レタスを追加したいという適用拡

大申請があったことから評価をお願いするものでございます。JMPR の毒性評価なし、国際基準なし、諸外国では米国、EU に基準があるという品目でございます。

7 剤目、チフェンスルフロンメチルでございます。

海外の基準を認めていただきたいという IT 申請があったこと、それから、ポジティブリスト制度導入時に設定した暫定基準の見直しをあわせてお願いするものでございます。用途は除草剤で、日本の現在の適用は大麦、小麦等でございます。IT 申請の内容は、諸外国の欄にありますように、米国の大豆等、それからカナダのトマトについて認めてもらいたいということで要請がありました。JMPR の評価はなし、国際基準もなしという品目で、米国、カナダ、EU、オーストラリアに基準があるという品目でございます。

8 剤目、クロルピリホスメチルでございます。ここから 4 剤ほど農薬で、暫定基準の見直しに伴う評価依頼でございます。

用途は有機リン系殺虫剤でございます。国内の現在の登録はキャベツ、てんさい等でございます。JMPR でこれは評価されておまして、ADI が 0.01 mg/kg 体重/日という評価結果、国際基準もトマト、米、乳等に設定されているというもので、米国、EU、オーストラリアに基準があるという品目でございます。

9 剤目、シマジンでございます。

除草剤でございます。日本の現在の登録は、そらまめ、りんご、かんきつ等ということでございます。JMPR の評価はなし、国際基準もなし、米国、EU、オーストラリアに基準があるというものでございます。

10 剤目、フェンプロパトリンでございます。

合成ピレスロイド系の殺虫剤でございます。国内登録がございまして、なす、トマト、りんご、かんきつ等に登録があるというものでございます。JMPR で ADI が 0.03 mg/kg 体重/日という評価をされておまして、なす、トマト、ぶどう等に国際基準があるという品目、米国、カナダ、EU にも基準がございまして。

11 剤目、プロメトリンでございます。

除草剤でございます。国内登録がございまして、水稻、小麦、だいち等が適用になってございます。JMPR の評価なし、国際基準もなし、米国、オーストラリアに基準があるという品目でございます。

12 剤目、農薬及び動物用医薬品でございます。今回の評価依頼は、農薬取締法に基づく適用拡大申請があったということ、それから、薬事法に基づきまして動物薬として——ここ、ちょっと「使用基準の追加について」と書いてありますが、「承認に係る残留性の程度について」というふうに、ちょっと直していただきたいと思っております。すみません。使用基準という薬事法の基準がございまして、その基準を作るわけでございますので、適用が変わりますので、その承認に係る残留性の程度についての意見聴取を受理したことから評価をお願いするものでございます。

殺虫・殺ダニ剤として使われるものでございまして、農薬の方でございますが、日本の登録状況でございますけれども、茶、みかん、りんご等に現在適用がございまして、かんしょへの適用拡大

申請が今回あったことと、それから、動物用医薬品の方でございますが、現在は牛に対して、頸部から尾の付け根部分に外用する用途でございますけれども、今回鶏舎、鶏小屋へ使用する製剤の承認申請がございました。ここもちょっと「鶏舎への使用基準の追加」と書いてありますが、「鶏舎に使用する製剤の承認申請」というふうに直していただけたらというふうに思いますが、すみません。使用基準を追加することではなくて、鶏小屋への製剤が新たに承認申請がございまして、今までが牛だけだったものですから、鶏への残留ということについて評価依頼が必要になったということでございます。国際機関、海外での評価状況ですが、JMPR では ADI が 0.05 mg/kg 体重/日という評価、国際基準はかんきつ類、ぶどう、諸外国では米国、カナダ、EU、オーストラリア、ニュージーランド、それぞれに食品であり動物医薬品の基準がございます。

食品安全委員会では過去 2 回評価をお願いしております。1 回目は牛用の製剤の承認に伴う評価依頼でございまして、2 回目が暫定基準の見直しに伴うもので、ADI は 0.04 mg/kg 体重/日という評価結果をいただいております。

13 剤目からが動物用医薬品でございます。いずれの 3 剤とも、ポジティブリスト制度導入時に設定した基準の見直しに伴う評価依頼でございます。

13 剤目、デキサメタゾンでございます。

ステロイド系の消炎鎮痛剤、非常に有名な消炎鎮痛剤でございます。現在、動物用薬として承認されている対象は牛、馬でございまして、JECFA の評価としては、ADI が 0.015 μ g/kg 体重/日という評価になっています。国際基準も牛、馬、豚に基準がございます。EU、オーストラリア、ニュージーランドに基準がございます。

14 剤目、ベタメタゾン。

これも非常に有名なステロイド系の消炎剤でございます。日本では動物用医薬品としての承認はございません。JECFA での評価なし、国際基準もなし。EU で牛、豚に残留基準が設定されてございます。

15 剤目、メトクロプラミドでございます。

整胃腸剤、ヒト用の製剤も日本ではありますけれども、胃腸薬ですね。動物用医薬品としては牛、豚を対象に承認が現在ございます。JECFA の毒性評価なし、国際基準なし、諸外国でも基準がないという品目でございます。

最後のページ、別添 2 でございますが、評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリストでございまして、多くのものは作残データだけですけども、ペンチオピラド、それからエトキサゾールについては、毒性関係のデータが今回追加で提出させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○熊谷委員長 続きまして、農林水産省からの評価要請品目につきまして、農林水産省の池田畜水産安全管理課長から説明をお願いします。

○池田畜水産安全管理課長 農林水産省の畜水産安全管理課長の池田です。よろしくお願ひいたし

ます。

私どもの方、まず資料の1-3をごらんいただきたいと思います。

まず、クロルピリホスメチルほか5つの農薬につきまして食品健康影響評価をお願いいたします。これにつきましては、いわゆるポジティブリスト制度の導入に伴いまして、飼料中の農薬のいわゆる暫定基準を設定をしておりますが、この暫定基準につきましては、一定期間経過後に食品安全委員会の方に食品健康影響評価をお願いするという事になってございまして、今般、必要な資料が整いましたので評価をお願いするところでございます。

2番目に評価の依頼物質の概要がございまして、このうちの1番目、それから3番目と5番目、この剤につきましては、ただ今、厚生労働省さんの方からも御説明がありまして、私どもの方、穀物、あるいは牧草に使用をされるということで、それらの基準を定めているものでございます。

そのほか、2番目、クロルフェンビンホス。これは有機リン系ですが、国内では登録をされてございません。穀類を対象に基準を定めてございます。

4番目、パラチオン。これも有機リン剤でございまして、国内では既に販売・使用は禁止されてございます。これにつきましても穀類、あるいは牧草、こういったものに残留基準を設定をしているところです。

それから、6番目、ヘプタクロル。これも POPs の条約の規制対象物質ということで、世界的にも原則的に使用が禁止されてございますが、これにつきましては牧草に残留基準を設定しているところでございます。

これらにつきましての評価をお願いしたいと思っております。

それから、続きまして、動物用医薬品につきまして評価をお願いしている剤につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の方は1-4をまずごらんいただきたいと思っております。

まず、イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症の混合の不活化ワクチンでございます。

主成分は、こちらにございますラクトコッカス・ガルビエ、これは α 溶血性レンサ球菌症の病原体。ビブリオ、これはぶりのビブリオ病の病原体。フォトバクテリウム、これは類結節症の病原体。マダイイリドウイルス、これはイリドウイルス病の病原体ということで主成分でございます。

対象動物はぶりを対象としてございまして、(3)番にございますように注射をいたしまして投与するというところでございます。

4番目、効果・効能でございまして、ただ今申し上げました病気につきましての予防ということでございます。これが1つ目でございます。

それから2つ目、エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモの駆除剤ということでございまして、エトキサゾール、成分につきましては、先ほど厚生労働省さんの方から御説明がございました。動物用医薬品のうちに、畜体に投与を直接しないもの、これは食品健康影響評価は原則として必要ないだろうということになってございまして、これにつきましては鶏舎の中でワクモが密集するようなところに噴霧するというところで、鶏体にかかるおそれがございますので評価をお願いする

ということでございます。

用法・用量ですが、水で希釈して、今申しましたようにワクモが生息する場所に散布をするということでございます。

それから、もう1剤ございまして、1-5をごらんいただきたいと思います。

マイコプラズマ・シノビエの感染症凍結生ワクチンでございますが、これにつきましては再審査の申請が上がってきてございまして、それについて御意見をいただきたいということでございます。

主成分はマイコプラズマ・シノビエの MS-H 株でございます。対象動物は鶏、用法・用量は点眼ということでご使うことにされております。

効能・効果は、マイコプラズマ・シノビエ感染症、これの発症予防、あるいは軽減ということでございます。

(5) 番のところに食品安全委員会における審議経過がございますが、平成 17 年でございますが健康影響評価をいただいております。その後、輸入承認があり、最近になりまして再審査申請があったということがございます。これに伴いまして食品健康影響評価をお願いするということがございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○熊谷委員長 それでは、ただ今いただきました説明の内容につきまして、エトキサゾールにつきましては、先ほど御説明がありましたような変更をした上でということになるかと思いますが、内容につきまして御質問・御意見がありましたらお願いします。

すみません。ちょっと教えていただきたいのですが、鶏舎のワクモというのはクモなのですか。

○池田畜水産安全管理課長 ワクモは鶏体につくダニでありまして、その物理的な侵襲による鶏への被害、あるいは伝染性疾病の病原体の媒介ということで、鶏の害虫ということでございます。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問・御意見ありますか。

それでは、もしないようでしたら、ただ今、厚生労働省及び農林水産省から御説明いただいたもののうち、農薬でありますアラクロール、それからシエノピラフェン、フロニカミド、それからペンチオピラドの4品目、それから農薬及び動物用医薬品のエトキサゾールの1品目、それから動物用医薬品の MS 生ワクチンの1品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成 21 年 10 月 8 日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たって試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の三森委員から、これら6品目に関して、先ほどの厚生労働省及び農林水産省からの説明、並びに今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかど

うかにつきまして御説明をお願いしたいと思います。

○三森委員 分かりました。

まず、農薬のアラクロールについてですが、今回追加されました試験は作物残留試験の結果のみですが、昨年行われました農林水産省の評価要請に基づき農薬専門調査会で審議中でありますことから、本件もあわせて審議していただければどうかと考えます。

次の農薬シエノピラフェン及びフロニカミドについては、作物残留試験の結果のみが追加されておりますため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。

次の農薬ペンチオピラド並びに農薬及び動物用医薬品エトキサゾールにつきましては、作物残留試験の結果に加え、ペンチオピラドについては代謝物の遺伝毒性試験の結果が、またエトキサゾールについては2年間慢性毒性並びに発がん性併合試験、遺伝毒性試験等の結果がそれぞれ追加されておりますために、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

動物用医薬品 MS 生ワクチン (NBI) については、新たに提出された使用成績に関する資料、効能または効果及び安全性に関する資料、外国における承認等に関する資料の内容を確認いたしましたところ、新たに安全性について懸念させるような知見は認められませんでしたことから、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないと考えられます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の御説明によりますと、シエノピラフェンとフロニカミドの農薬2品目、それから動物用医薬品 MS 生ワクチンにつきましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないということですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、委員会において評価対象を評価するというようにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、また、農薬アラクロールにつきましては、現在行われている同剤の審議とあわせて農薬専門調査会で審議することとし、それから、農薬ペンチオピラドにつきましては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められるとのことですので、農薬専門調査会に審議させることとする。それから、農薬及び動物用医薬品エトキサゾールにつきましては、まず先に農薬専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会で審議してもらおうということとして、それぞれよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、シエノピラフェンとフロニカミドの農薬2品目並びに動物用医薬品 MS 生ワクチンにつきましては、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するこ

とします。その他の農薬 12 品目につきましては、農薬専門調査会において審議することとします。

農薬及び動物用医薬品エトキサゾールにつきましては、まず先に農薬専門調査会、次いで動物用医薬品専門調査会でそれぞれ審議を行うこととします。その他の動物用医薬品 5 品目につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することとします。

森口課長、池田課長、ありがとうございました。

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」です。

本年 1 月 29 日に行われました企画等専門調査会（第 6 回会合）におきまして審議されました、1 つは平成 24 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定、それから、2 番目に、平成 25 年度食品安全委員会の運営計画、3 番目に、平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書及び平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画につきまして、資料 2 の別添 1 から 3 までのとおり委員会に報告することが決定されています。

まず、平成 24 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定についてですが、これにつきましては、資料 2 の別添 1 のとおり、企画等専門調査会からクドアとヒスタミンが平成 24 年度の自ら評価案件候補として報告されております。特にヒスタミンにつきましては、本日の議事（6）の資料としましてファクトシート案が作成されております。そのファクトシートの案の内容なども踏まえて自ら評価案件とすべきかどうかということについて御議論をお願いしたいと思います。

詳細につきましては事務局から説明をお願いします。

○井原総務課長 それでは、私の方から、お手元の資料 2 の別添 1、これについては参考資料がついておりますけれども、それらに基づいて御説明をいたします。

まず別添 1 をごらんいただきたいと思います。

企画等専門調査会におきましては、一番下のところの※のところがございますように、昨年 10 月以来 3 回にわたりまして、ハザード件数で 38 件、そのうち新規は 15 件だったのですが、それらについて調査審議を行いまして、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」に規定する選定基準に照らしまして、上記の 1 から 5 までの案件に絞り込んだという経緯がございます。

まず、最初の腸管出血性大腸菌 0104、番号 1 でございますけれども、これは具体的には参考資料 No. 16 に当たるものでございます。これにつきましては、審議の内容のところがございますように、ドイツで集団感染が発生をしておりますが、日本国内でこれまで感染例の報告がないということから、今後、情報収集に努め、必要に応じ情報提供を行うべきという審議結果になっております。現時点ではリスク評価を行うまでの情報が不足しているのではないかという御意見があったことを

踏まえての審議結果でございます。

それから、2番目のヒスタミンでございますけれども、これは参考資料 No. 20 に該当するものでございます。これにつきましては、先ほど委員長からお話がありましたように、ファクトシートの案も作成されていることもあり、現在、新たな知見が得られつつあることから、これらを踏まえて、当委員会で御審議いただくべきという審議内容となっております。先日の企画等専門調査会の御議論の中では、これについては、既によく知られている物質であるので対象とする必要はないのではないか。一方、このファクトシートとか、参考資料の 10 ページにございますように、コーデックス委員会等で定量的な指標が作成されておりますので、我が国についても策定をしてはどうかという御意見。一方で、とれた海域によって感染状況といいますか、ヒスタミンの生成状況、それから実際の発症の個人差等もございまして、リスク管理措置が困難な状況にあるのではないかとというような御意見がございまして、これらを踏まえて当委員会で審議いただいております。

それから、3番目のクドアでございますけれども、参考資料でいきますと No. 21 になります。これについては、我が国では 2011 年に原因が特定されて、2011 年 2 件、11 名の感染者が確認されております。近年、研究の進捗が見られて、リスク評価を実施するための一定の知見が得られていると考えるということから、案件候補とするという審議結果となっております。

それから、4番目、寄生虫。具体的には住肉孢子虫でございますけれども、参考資料でいきますと No. 22 になります。これについてはリスク管理措置が進んでいるということもあり、情報収集に努めて、必要に応じ情報提供を行ってはどうかという審議結果となっております。

最後の5番目、アジア条虫。これについては参考資料の No. 23 でございますけれども、これも海外渡航者等について感染例が見られますけれども、他の4件に比べて優先度が低いのではないかといた趣旨の御意見があり、審議結果として、情報収集に努め、必要に応じ情報提供を行うという結果となっております。

以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

案件候補としてこちらに報告されましたのは、5つのうちのヒスタミンとクドアということですが、先ほど事務局からも補足的な説明をいただきましたが、ほかにヒスタミン、あるいはクドアについて追加的に参考となるような御意見、あるいは情報をお持ちでしたらお願いします。

○村田委員 情報じゃないのですけれども、今のヒスタミンとクドア以外のもので腸管出血性大腸菌の 0104 というのがございますけれども、これは欧州でとても大変な問題を起こしたのですけれども、幸い日本ではまだ問題になっていないので、ここに書いてあるとおりですけれども、やはり情報提供というか、よく調べていただければと思います。

それから、ヒスタミンについてですけれども、これは先ほどもございましたけれども、「新たな

知見が得られつつある」と書いてありますけれども、この辺のところをもうちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

○**新本情報・緊急時対応課長** それでは、資料6の方でファクトシートという形でまとめておりますので、そちらに基づいて御説明をさせていただきます。

資料の6をめくっていただいて、ファクトシートが2件あるのですが、そのうちの最初の方がヒスタミンになります。

1ページは概要でございますけれども、最近の知見ということで、ファクトシート本体の方をごらんいただきたいと思います。

最近の動きとしましては、4ページの方をごらんいただきたいと思うのですが、4ページの下の方にリスク評価の状況ということで、国内ではリスク評価はまだされてございませんけれども、国際機関の方でFAOとWHOの合同専門家会議が昨年開催されまして、このヒスタミンについて議論をされてございます。それによりますと、ヒスタミンの無毒性量が得られているというようなことがここに記されてございます。

あと、この関連で言えば、国際的な基準値の状況でございますけれども、5ページの下段以降にございますけれども、コーデックスの方では、ここにありますようにマグロ、イワシ等の缶詰等について一定の数値が示されてございますし、その下の方のEUや米国、こちらの方でも特定の水産食品等につきまして基準が既に設定されているということで、この関連ではコーデックスの方でも現在さらに議論がされているというふうな状況でございます。

あと、新しい知見というわけではないのですが、関連で国内の状況を申し上げますと、6ページの方にリスク管理の状況ということで国内の状況を整理してございます。国内では基準値はございませんけれども、厚生労働省の方で、2つ目になりますけれども、関係の自治体等に監視指導計画に従った検査、あるいは指導がされているという点、あるいは、3つ目のところですが、練り製品関係、特定の食品についてHACCP承認を得た施設については一定の指導のガイドラインが示されているということとか、あと、その下の方に、過去、インドネシアから切り身が入って、そこでヒスタミン中毒が多数出たということで、その当時の特定製造業者に対して指導したというような指導をしてきたということを記載させていただいております。

ということで、最近、国際的にはFAO/WHOでの専門家会合での動きが1つあるという点と、それに関連した国際機関、あるいは諸外国の方でも動きがあるというところでございます。

要点ですけれども、以上でございます。

○**村田委員** そういったものがこのファクトシートに書かれているということがよく分かりました。ありがとうございます。

○**熊谷委員長** このファクトシートを見ますと、リスク管理の基準値については幾つかの国の例が書いてありますけれども、それからコーデックスが書いてありますが、EU、米国は少し甘い部分も

ありますけれども、カナダ、オーストラリアはコーデックスぐらい。それから、中国につきましては少し値がほかの国と違うような値ということで、FAO/WHO の合同専門家会議で、まだ先ほどの御説明ですと議論が進んでいるという実態があるわけですね。恐らく、調べれば、我が国の食中毒事例でも残品などからヒスタミン含量を検出した事例がどの程度あるかは分かりませんが、あるかと思うのですけれども、そういう情報というのは今後収集する必要はあるかというふうになんかとも思うわけですが、果たして自ら評価を行うほどの情報が得られるかどうかのところにかかっているように思いますけれども、ヒスタミンについてはいかがいたしましょうか。自ら評価の案件とするには、ちょっと情報が少ないようにも思うのですが、その点について御意見がありましたらお願いしたいと思います。

それから、クドアにつきましてはいかがでしょうか。クドアにつきましては、大分国内の情報がとれますか、調査研究が進んできたようにもお見受けしているところですが、これも果たして今すぐに自ら評価ということになると、まだもう少し調査が必要かもしれないと思うわけですが、こちらも自ら評価の案件として食品安全委員会として案件とするかどうかについて、もし御意見がありましたらお願いします。

○村田委員 ちょうど今、ヒスタミンについてファクトシートの御説明がございましたけれども、クドアの方はどういう状況になっているか分かりますでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 クドアにつきましては、ファクトシートという形ではこれまで取りまとめてございませんで、まさに企画専門調査会に案件候補として上がってきた中で、きょうの別添2の参考資料にありますような形での情報の整理をしているという状況でございます。

ただ、一昨年から厚生労働省の方も、審議会の方で審議したという動きがありますので、そういった情報については、別途コンパクトにまとめた形で食品安全委員会のホームページにまとめて情報提供は一部させていただいているところでございます。

○井原総務課長 すみません。あと、先日の企画等専門調査会が終わった後、農林水産省の方でリスクプロファイルシートとして、1月31日付でクドアについてのシートをまとめて公表されているという情報はあります。

○熊谷委員長 専門調査会、企画の方では、クドアについては自ら評価を進めた方がいいとする意見が多かったようにも思うのですが、どうだったでしょうか。

○井原総務課長 ヒスタミンとクドアを比べますと、ヒスタミンの方は既に危険性が割とよく知られているということもある一方、クドアについてはある程度研究が進んできて、新たなことがだんだん明らかになってきているけれども、まだそんなにヒスタミンに比べて危険性が知られているわけではないので、もう少し進めていただきたいという意見があったと記憶しております。

○熊谷委員長 クドアについては実際に被害が生じていて、しかし、それにしても、一般的によく分かっているとは言えないので、自ら評価として推進してほしいという意見だったように思うのですが、ヒスタミンも含めまして、それでは、ヒスタミンについては、どうもまだ——まだといいますが、情報もかなり多く得られていることもあって、自ら評価としての必要性は比較的低いのではないかという考え方ができるのだと思いますが、クドアにつきましては、それに比べると自ら評価の必要性が高いということで、それでは、私の方から提案させていただきますが、ヒスタミンにつきましては、今回自ら評価の対象にはしない。しかし、情報については極力集めていただいて、ファクトシートは既にありますけれども、その修正版、あるいはリスクプロファイルという、どういう形がよいか分かりませんが、情報を収集していただくということの取り扱い。それから、クドアにつきましては自ら評価の案件とさせていただくということによろしいでしょうか、そういう取り扱いで。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして、平成 25 年度食品安全委員会運営計画について説明をお願いします。

○井原総務課長 それでは、続きまして、資料 2 の別添の 2 と、それについております参考資料、横長の新旧対照表案がございます。もっぱら参考資料の方で、今年度の運営計画と次年度、25 年度の運営計画案が対比できますので、これに基づいて御説明いたします。

まず、全体的な構成としては今年度の運営計画と同じでございます、まず第 1 のところで委員会運営の重点事項で事業運営方針をまず記載しております。御承知のとおり、本年 7 月に設立 10 周年を迎えることもあり、今後の 10 年を見据え委員会の業務改善を進めていくという運営方針でございます。

重点事項といたしましては、食品健康影響評価の着実な実施、リスコミの戦略的な実施、調査・研究事業の重点化、緊急時対応の強化、この 4 点を挙げております。

それから、第 2 が委員会の運営全般でございます。基本的な構成は本年度と同じでございますけれども、新しい事項といたしましては、2 ページのところの (6) 事務局体制の整備、事務局組織の再編を今準備を進めているところでございますけれども、その関連の記載をしております。それから、先ほども申しましたが、設立 10 年を迎えますので記念事業の実施、講演会の開催、10 年史の編さん等の事業を実施するということを記載しております。

それから、第 3 が食品健康影響評価の実施でございます。これについても全体的な構成は今年度と同じでございますけれども、新しい点といたしましては、3 ページの (4) 農薬等の国際共同評価への参画についての準備を進めるということを記載しております。

それから、2、評価ガイドライン等の策定の事項につきましては、来年度は農薬等の急性参照用

量設定のための考え方の素案をまとめるということを記載しております。

それから、自ら評価でございますけれども、4ページ⑦のところ、先ほどの御議論でクドアを案件とするということが決まりましたので、ここでクドアについて情報収集・整理を進める旨を記載したいと思っております。それから、引き続き自ら評価の結果の情報発信を行います。

それから、第4、施策の実施状況の監視でございますけれども、来年度も4月、10月に調査を実施いたします。それからモニターからの報告等を聴取するということでございます。この点につきましては、先日の企画等専門調査会で食品安全モニターの効果的な活動の支援についての要望などが委員からございました。

それから、第5、調査・研究事業の推進でございますが、これにつきましても真に必要なものに重点化して計画的に実施をしていくということを4ページから5ページにかけて記載しております。

それから、6ページの第6、リスクコミュニケーションの促進でございますけれども、これにつきましても企画等専門調査会でいろいろ御意見等をいただきました。リスコミの対象ごとに応じて、それに応じたツールを使ってリスコミ等を行っていくべきという御意見をいただきましたので、そういった観点から来年度の計画をまとめております。消費者等に対する積極的な提供、それからマスメディア、消費者団体との関係者との連携の充実・強化、あるいは意見交換会、相談等、それぞれの形態に応じた実施といったことでございます。この点につきましても、地域の特性に応じてリスコミを実施していただきたいという御意見が委員からございました。

それから第7、8ページでございますけれども、緊急の事態への対処でございます。これにつきましては、3、緊急時対応訓練の実施のところに記載しておりますけれども、来年度は消費者庁を中心とした緊急時対応訓練を実施する旨を記載しております。

それから、第8が情報の収集、整理及び活用でございますけれども、食品安全総合情報システムを活用して実施する旨を記載しております。

それから、9ページの第9、国際協調の推進でございますけれども、(1)のところにございますような国際会議等に来年度、委員、事務局職員の派遣を予定しております。

恐縮ですが、26年3月のコーデックス汚染物質部会、「第8回セッション」となっておりますけれども、これは「第9回」の誤りでございますので修正をいたします。

あと、(2)の研究者等の招へい、それから海外の食品安全機関との定期会合の開催等、来年度、EFSA、それから初めてFSANZとの定期会合を開催する予定であります。

最後に、(4)で海外への情報発信。健康影響評価の概要等について英語版ホームページを掲載していくということを記載しております。

最後、別紙1が企画等専門調査会のスケジュール、別紙2が自ら評価案件の選定スケジュール、それから別紙3から別紙5が調査研究課題の選定のスケジュールでございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がござい

たらお願いします。

○**村田委員** 2点教えてほしいのですけれども、1つは、3ページの3のところから自ら評価関係のことがございますけれども、先ほども1つ決まりましたけれども、これの①とか②ですかね。これは平成19年に決定されているもので、いろいろ大変なんでしょうけれども、状況は今どうなっているのかということをお願いしたいのと、それから、3ページの(4)で農薬等の国際共同評価への参画ということで、なるべく国際的にこういうものの整合性をとるということは大事なことでと私も思います。これ、具体的には、最後のスケジュールにございましたけれども、国際協力の推進というところの、ここの中にやはり入っているのでしょうか。その2点を教えていただければと思います。

○**井原総務課長** まず第1点の自ら評価、過去に選定された案件につきましては、この計画上はそれぞれの専門調査会、あるいは部会で調査審議を行うということを記載しております。その前提といたしまして、調査審議を行うための情報収集を、データを集める、情報を集めるということが、この自ら評価案件として選定されたものの大きな課題になっておりまして、リスク管理機関から資料を集めて提出されるというわけではなく、むしろこちらの方で集めなければいけないということもありまして、そういったものが整い次第、専門調査会等で調査審議を進めるという趣旨で記載しております。

○**磯部評価課長** 農薬の国際共同評価の関係でございますけれども、実際に我々のリソースの関係もありますので、どのぐらいのことができるかということもでございますけれども、実際に関係国でいろいろな議論がなされております。ここで、9ページのところでいいますと、国際会議の予定がございますが、OECDの農薬作業部会とございます。こういう機会に関係国が集まりますので、いろいろなお話をさせていただいていると。そういう中で、実際にどんなことができ得るのかどうかということについて、また、どんなふうに我が国がかめるのかということについては、これから詰めていく話かなというふうに思っております。

○**井原総務課長** 補足で、その国際共同評価につきましては、来年度の定員要求で、この担当の課長補佐の定員が認められましたので、予算が成立次第でございますけれども、体制の強化も図っていく予定ではございます。

○**熊谷委員長** ほかに御意見ありますか。

それでは、御意見ないようですので、平成25年度食品安全委員会運営計画につきましての案につきましては、広く国民からの意見を聞いた上で最終決定を行いたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとします。

○井原総務課長 すみません。そのパブコメの手続なのですけれども、この運営計画の案と、それから、先ほど決定いただきました自ら評価案件候補の2つにつきまして、明日からパブコメの手続に入りたいと思います。

○熊谷委員長 それでは、続きまして、平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書及び平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画につきまして説明をお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料 2 の別添の 3 及び別添の 4 に基づきまして御説明をいたします。

まず別添の 3 でございますけれども、これは平成 24 年度、今年度実施した緊急時対応訓練の結果について、企画等専門調査会において検証されたものでございまして、課題と対応策をまとめた実施結果報告書でございます。

表紙をめくって 1 ページ目をごらんいただきますと、今年度の訓練の重点課題ということで、枠の中でございますけれども、1 つは組織能力の向上、2 つがマニュアル等の実効性の向上ということで訓練を実施してきているものでございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページ以降に今年度の訓練の内容を挙げてございます。実務研修として、4 月以降、緊急時対応の手順の理解のための手順研修、それからプレスリリース作成や模擬記者会見などのメディア対応研修などの実務研修を実施してございます。

4 ページになりますけれども、11 月になります、確認訓練ということで、実務研修の結果、それから緊急時の対応手順についての確認ということで訓練を行いました。今回は、輸入粉ミルクにヒ素が混入しているという情報が食品安全委員会に海外の評価機関から連絡があったという仮想のシナリオに基づいて、このシナリオ非提示でほぼ一日をかけた実働訓練として実施してございます。この訓練には、今回、消費者庁を司令塔とした緊急対応を試行するというで、消費者庁、それから厚生労働省、農林水産省の担当者にも御参加いただきました。そういった訓練の実施状況でございまして、6 ページ以降に今回の訓練の結果の検証ということで、参加者からのアンケート結果などをまとめているものでございます。

こういったところを整理した上で、7 ページの下の方に重点課題ごとの検証ということで挙げてございます。7 ページの重点課題ごとの検証でありますけれども、まず組織能力の向上につきましては、今後とも必要な初動対応が確実にできるような水準を維持することが必要であるということ、メディア対応についての技能をさらに養う必要があるというようなまとめになってございます。

7 ページの次の 8 ページの後段の方の (2) では、マニュアル等の実効性の向上ということで、今回、幾つかの改善点が指摘されましたけれども、それについて必要な見直しを行う必要があると

ということでございまして、9ページに全体のまとめが書いてございます。今回の訓練で確認された点については、既に手順書等への反映について現在作業を進めているところでございますけれども、括弧内にまとめといたしまして、次年度の訓練に当たっての基本的な方向性についてまとめてございます。

1の(1)にありますように、基本的事項が変更されまして、消費者庁が緊急時対応における司令塔機能を担うことが明確にされた。また、関係のマニュアルも改正されてございますので、今後、その関係府省間の連携を強化して、政府全体としての初動対応を迅速・確実に行うための訓練を実施するというようになってございます。以下、実務研修と確認訓練の2本立てで行うとか、訓練の目的についてまとめているところでございます。

2番については、今回の訓練の検証結果から得られた改善点につきましては、手順書等に的確に反映するというを記載してございます。

3番目が、今後の緊急時対応の改善すべき課題ということで、例えば(1)では、情報提供については迅速性を重視した形での対応が必要だとか、あるいは関係府省間の連携強化の必要性などが記載されているところでございます。

続きまして、こういった実施結果報告書で得られた検証結果を踏まえまして、別添の4でございまして、次年度、平成25年度の緊急時対応訓練計画の案でございまして。

基本方針でございまして、基本方針の後段のところにありますけれども、先ほど実施結果報告書のところでも御報告したとおり、今年度、消費者庁が司令塔機能を担うことが明確になったことなどを踏まえまして、下の3行目にございまして、食品安全委員会としても、消費者庁と密に連携し、政府全体としての緊急時における初動体制を迅速かつ確実に行えるように、訓練設計に留意して、緊急時対応訓練を実施することとするというような形にしてございます。

2の重点課題の(1)でございまして、組織能力の強化ということで、これについては関係府省間と連携したという形で柱を立ててございます。1つ目の丸に書いておりますように、関係府省間の連携強化を図る観点から策定される訓練計画、全体計画と呼びますけれども、これに基づいて食品安全委員会における緊急時対応訓練の詳細を決定するという中身にしてございます。以下、2つ目の丸は訓練の目的ということで、先ほどの実施計画書でもまとめられたような目的を記載しているところでございます。

2つ目の重点課題といたしましては、緊急対応マニュアルの実効性の向上ということで、実施状況を確認して必要な手順書の見直しを行うということでの課題にしてございます。

裏の方をごらんいただきたいと思いますが、次年度の訓練計画の実施スケジュールでございまして、この3月には全体計画の策定ということで消費者庁と事務局で相談して全体計画を詰めていきたいということでございます。それに基づきまして、4月以降、食品安全委員会の訓練の詳細を決定していきたいというようなスケジュールを予定してございます。

案につきましては以上でございまして。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がござい

たらお願いします。

○**村田委員** 今、最後にあったように、最初に全体計画の策定が始まるのだと思いますけれども、これは来年度からは消費者庁が中心になって、食品安全委員会も加わってという感じになるのかなと思いますけれども、これに他の省庁というか、農林水産省とか厚生労働省はどういうふうになるのか、ちょっと教えてもらえますでしょうか。

○**新本情報・緊急時対応課長** 政府全体の訓練となるようにということで、今、消費者庁と相談しておりまして、その過程の中で、他省庁をどうするかについても相談しながらやっていくということになろうかと思えます。

○**熊谷委員長** ほかにありますか。

○**山添委員** この間の企画等の専門調査会のときでも結構話題になっていたと思うのですが、受け取る消費者の側から見ると、混乱した情報が来ないようにということをおっしゃっていたかと思えます。それを省庁間で迅速に、我々も情報を出す際にどういう形で出すのかという情報のやりとりというものの、何かそういうシステムがあればいいかなと。出す前にそういうことを少し考えていただけるとありがたいのかなというふうに、この間思いました。

○**新本情報・緊急時対応課長** 訓練に当たりまして、そういったところも踏まえて詳細な計画を詰めてまいりたいと考えてございます。

○**熊谷委員長** ほかに意見ありますか。

この別添4の2の重点課題で、1つ目の丸で「政府全体として……迅速かつ確実に実行できるよう、関係府省間の連携強化を図る観点から策定される訓練計画に基づき」とあるのですが、この訓練計画の中に、今、山添委員がおっしゃったシステムも入ってくるのかなというふうに思うのですが、山添委員、そういうお考えでしょうか。

○**山添委員** はい、そうです。

○**熊谷委員長** それで、2番目の丸に、①に「緊急時における初動対応を迅速かつ確実に実行できる体制を維持する」とあるのですが、これは関係府省間と連携した政府全体として確実に実行できるような方向でということが打ち出されておりますので、維持だけでいいのかなという気がするのですが、発展・強化させるとかいう文言じゃなくてもいいのかなとちょっと思ったのですが、上の方に政府全体のというのが強調してありますので、もしかすると、下は従来どおり維持して、その体制でもって政府全体として対応するというのであれば、このままでいいと思うのですけれど。

ども、ちょっと私自身も判断がつかないのですが。全体を読めば分かるといえば分かるのですが。

○**姫田事務局長** まず、政府全体として消費者庁が全体計画を立てていくということなので、その消費者庁がしっかりとした、先ほど御意見があったような一元的な消費者、国民に対しての対応をできるようにというようなことで、その訓練計画なりマニュアルをつくっていけるように、申し入れていきたいと思っております。

それから後、この下の方の丸は、当委員会の事務局、あるいは当委員会ということでございますので、今の体制をきちんと維持していこうということでございますので、また引き続き、その下に、②以下に知識や技能を養うということ、あるいは組織全体の対応能力の向上を図るというようなことを言っていますので、そこで御理解いただければと思います。

○**熊谷委員長** 分かりました。

ほかに御意見ありますか。

それでは、御意見ないようですので、この平成 25 年度緊急時対応訓練計画につきましては、御報告いただいた案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**熊谷委員長** この計画に従って、次年度、訓練を実施してまいりたいと思います。

この訓練の実施結果等につきましては、企画等専門調査会において、その問題点や改善点について検証を行うようお願いしたいと思います。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○**熊谷委員長** それでは、次に「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○**山添委員** それでは、資料 3 の 4 ページのところの要約に沿って概要を説明させていただきたいと思えます。

除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統について、申請者の提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本ダイズは、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株に由来する改変ジカンバモノオキシゲナーゼ遺伝子を導入して作出されております。改変ジカンバモノオキシゲナーゼを発現することで、除草剤ジカンバを散布しても、その影響を受けずに生育できるというのがこの特性であります。なお、本系統の作出過程において、選択マーカーとして利用するために改変 *cp4 epsps* 遺伝子が導入されましたが、本遺伝子を持たない個体が後で選抜されております。

調査会の審議では、植物の代謝経路への影響を中心に検討されました。植物体内に存在するジカンバと構造が類似する化合物がジカンバモノオキシゲナーゼによって代謝されるか否かが検討された結果、いずれの化合物も代謝されず、植物の代謝経路に影響を及ぼさないということが確認されております。したがって、本ダイズについては、「遺伝子組換え食品の安全性評価基準」に基づいて評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

詳細につきましては事務局の方から御説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは、同じ資料の5ページにいていただきまして、最初に評価対象食品の概要ということで、今、山添委員からお話がありましたように、本剤、除草剤ジカンバ耐性のダイズ MON87708 系統でございます。その概要については、先ほど山添委員から御説明をいただいたとおりでございます。

5ページの中ほどから食品健康影響評価が始まりまして、ごらんいただきたい点としまして、次の6ページをごらんいただきたいと思っております。6. といたしまして、安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項といたしまして、改変ジカンバモノオキシゲナーゼを発現するという点が相違点でございます。安全性評価におきましては、既存のダイズとの比較が可能であると判断されてございます。

次の7ページ一番下のところからベクターのお話が始まりまして、また、次の8ページに挿入DNA、遺伝子産物等に関する事項、それで、具体的には9ページにいていただいて挿入DNAの関係でございますが、2. の(3)ですね。ちょうど中ほどにございます。挿入遺伝子の機能に関する事項ということでございます。改変 *dmo* 遺伝子の機能につきましては、この遺伝子がコードする改変 MON87708DMO タンパク質につきましては、DMO といいますのはジカンバモノオキシゲナーゼの略でございますが——の改変タンパク質でございます。除草剤ジカンバの脱メチル化反応を触媒する酵素でございます。

また、その下にございます改変 *cp4 epsps* 遺伝子は、改変 CP4 ESPSP タンパクをコードいたしまして、除草剤グリホサートの存在下でも EPSPS 活性を示すものでございますが、この遺伝子を持たない個体が選別されてございます。

それから、続いて12ページにいていただきまして、第6. 組換え体に関する事項というのが下の方にございます。

そこに記載がございますように、挿入遺伝子のコピー数は1コピーであること、また外骨格領域は挿入されていないこと、また、次のページの上段になりますけれども、既存の内在性遺伝子が損なわれていないことなどが確認をされてございます。

同じ13ページのその下のところでございます。(2)と書いてございまして、オープンリーディングフレームの関係の記載がございます。このオープンリーディングフレームにつきましては、検出された20個のオープンリーディングフレームに関しましてデータベースを用いた相同性検索を行ったところ、既知の毒性タンパク、アレルゲンと相同性を示すものは見いだされてございません。

また、14 ページにいていただきまして、この遺伝子産物の発現量につきましては、この表 3 に記載されているとおりでございます。

それについて、その下で 3. とございまして、遺伝子産物（タンパク質）が一日蛋白摂取量の有意な量を占めるか否かに関する事項とございますけれども、一日蛋白摂取量の有意な量を占めることはないというふうに判断されてございます。

それから、その下に、4. としましてアレルギー誘発性に関する事項でございます。これにつきましてもいろいろ検討されておまして、次の 15 ページにいていただき、①の人工胃液、②の人工腸液、また③で加熱処理に対する感受性、（4）といたしまして既知のアレルゲンとの構造相同性について記載されておまして、アレルギー誘発性を示唆するデータがないことが確認されてございます。

それからまた、この遺伝子の安定性、それから、専門調査会で議論がありました、今、山添委員からお話があったけれども、6. の遺伝子産物（タンパク質）の代謝経路への影響に関する事項ということでここに記載をさせていただいてございます。

また、7. として宿主との差異で、栄養成分、有害成分等の比較がなされてございます。

また、17 ページにいて諸外国の状況の御説明がございまして、最後に 18 ページに全体のまとめとしての食品健康影響評価でございます。この部分につきましては、先ほど山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、明日から 3 月 6 日までの 30 日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。ありませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼するということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（4）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬 1 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目、薬剤耐性菌 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、農薬 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、その後の意見・情報の募集手続が終了しており

ます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは、資料4-1をお願いしたいと思います。農薬アゾシクロチン及びシヘキサチンの評価書でございます。

これについて、2枚めくっていただいて、総合評価というふうに記載がございます。その冒頭に記載をさせていただいておりますけれども、有機スズ系の殺虫剤であるシヘキサチンにつきましては、アゾシクロチンの分解により生成する化合物でございます。これらの化合物は、それぞれ独立して毒性試験等が行われていたことから、まずそれぞれを個別に評価をいたしました。

それから、次に、少しおめくりいただいて2つ分けて記載がございますけれども、第一部としてアゾシクロチンがございます。これの3ページをごらんいただきたいと思います。

審議の経緯ということでございますけれども、本剤につきましては、昨年の12月17日の食品安全委員会に報告させていただきまして、翌12月18日から30日間、国民からの御意見・情報の募集を行ってまいります。この件については、後ほど出てきます第二部のシヘキサチンでも同様でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

中段に(2)として2年間の慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)がございますが、こちらがアゾシクロチンのADIの設定根拠になった試験でございます。ごらんいただきますと、無毒性量は5ppm、雄で0.26mg/kg体重/日とされてございます。

続いて、第二部のシヘキサチン評価書でございますが、第二部にいていただいて、第二部の方の26ページをごらんいただきたいと思います。大分後ろの方になるかと思っております。

第二部、シヘキサチン評価書の26ページで、下の方に(4)としまして2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)②の試験がございますが、こちらがシヘキサチンのADIの設定根拠になった試験でございます。無毒性量は7.5ppm、雄で0.34mg/kg体重/日とされてございます。

全体の食品健康影響評価でございますけれども、ちょっと最初の方にまた戻っていただいて、3枚でございますが、すみません。小さい字で、ローマ数字の小文字のiiから始まりますけれども、ごらんいただきますと、アゾシクロチンにつきましては、水の存在下でシヘキサチンに容易に分解されることから、両者の総合的な評価としては、毒性のより強くあらわれるアゾシクロチンに基づく評価を適用するのが適当であるというふうにされてございます。

最後のまとめとしまして、その次の小文字のローマ数字のiiiの(3)の総合評価にまとめてございますけれども、アゾシクロチンの2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)の無毒性量0.26mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.0026mg/kg体重/日をアゾシクロチン及びシヘキサチンのグループADIとして設定されております。また、暴露評価対象物質はアゾシクロチン及びシヘキサチンと設定されてございます。

これにつきましては国民からの意見・情報の募集の関係につきましては、一番最後のページ、一番最後の紙をごらんいただきたいと思います。1通御意見をいただいております。

この御意見といたしましては、ADI は妥当であるという御意見でございました。ただ、附帯意見といたしまして、これらの物質は錫化合物であることを考慮しまして、特別な使用方法に限り使用を許可し、一般的な殺虫剤としての使用は禁止するべきとの御意見でございました。

こちらの回答といたしましては、今回設定した ADI に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えること、また、いただいた御意見はリスク管理に関係することですので、そのことからリスク管理機関である厚生労働省にもお伝えする旨を回答させていただいております。

本件につきましては、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちアゾシクロチン及びシヘキサチンのグループ一日摂取許容量を 0.0026 mg/kg 体重/日と設定するという事によろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして、遺伝子組換え食品等 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料 4-2 の 2 ページの要約がございます。この要約に沿って御説明いたします。

コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統の、既に新開発食品については安全性評価をしておりますが、今回は飼料の安全性について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本トウモロコシは、*Bacillus thuringiensis* に由来する改変 *cry3A* 遺伝子及び *cry1Ab* 遺伝子の塩基配列をもとに作成したキメラ遺伝子である改変 *cry3. 1Ab* 遺伝子を導入して作出されており、eCry3. 1Ab タンパクを発現することで、コウチュウ目害虫の影響を受けずに生育できるとされています。なお、トウモロコシ Event5307 には、選択マーカーとして *E. Coli*、大腸菌由来のマンノースリン酸イソメラーゼ遺伝子が導入されています。

食品としての安全性については、先ほど申し上げましたように、既に評価が終了し、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断されております。「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品の安全性評価基準」に準じて安全性評

価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全性の問題はないと判断しております。

詳細については事務局の方からお願いいたします。

○磯部評価課長 今の要約の次のページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

評価対象飼料の概要ということで、今も御説明がございましたけれども、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統の概要を記載させていただいております。

それから、次に食品健康影響評価ということで、1. と2. ということで、山添委員から御説明をさせていただいております。トウモロコシ Event5307 は、コウチュウ目害虫抵抗性の形質が付与されたものでございます。なお、遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養実験において、導入された遺伝子または当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。また、2. といたしまして、食品としての安全性評価は終了しており、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断していること。上記のこの1. と2. を考慮したところ、本トウモロコシに新たな有害物質が生成されることはないため、有害物質が肉や乳、卵等の畜産物中に移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられないということでございます。

最終的な評価結果につきましては、山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、既に食品でのパブリックコメントを行っておりますので、これまでの取り扱いと同様にパブリックコメントの手続は行わずに、専門調査会の結果をもって関係機関に評価結果を通知したいと考えてございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。特段ないようですね。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして、薬剤耐性菌1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましても、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは、資料4-3をお願いをしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）の承認に係る薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価書でございます。

9ページにいていただきまして、9ページの中段から、Ⅱ．として評価対象動物用医薬品の概要を記載してございます。その4．の開発の経緯等にございますように、ピルリマイシンはリンコマイシン系の抗生物質の一種でありまして、乳牛の乳房炎治療を目的とする動物用医薬品として開発が進められ、各国で使用されてございます。なお、ヒト用医薬品としては使用されてございせん。

また、次、12ページにいていただきまして、Ⅲ．としましてハザードの特定に関する知見を記載してございます。それがずっとまた内容記載がございますが、29ページまでちょっといていただきまして、29ページの8．としてハザードの特定がございます。ハザードとしては、牛に対してこのものを使用することにより、本剤と交差耐性を有するマクロライド系抗生物質に対する薬剤耐性が選択されたカンピロバクターを特定してございます。

それから、続いて40ページにいていただきまして、40ページの下の方ですが、食品健康影響評価と記載をさせていただいております。特定したハザードにつきまして、次のページでございすが、発生評価、暴露評価、影響評価という形で、表29にありますように、こういった視点からリスクの推定をさせていただいております。

その上での評価結果でございすが、47ページにいていただいて、47ページの6．として評価結果をまとめてございます。評価対象動物用医薬品が牛に使用された結果としてハザードが選択されまして、牛由来の畜産食品を介してヒトがこのハザードに暴露されて、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性は否定できませんけれども、リスクの程度は低い度合いということで考えられてございます。

また、薬剤耐性菌につきましては、現時点では詳細な科学的知見や情報が必ずしも十分とは言えないことなどから、国際機関における検討状況等を含め、新たな科学的知見・情報の収集が必要であるというふうに記載をされてございます。

次の48ページに、その他の考察ということでリスク管理に関する考察をしてございます。本製剤の承認後に、今回の評価においてハザードとして特定した乳牛由来のカンピロバクターにおける薬剤耐性菌調査の実施を検討する必要があるという内容を記載をさせていただきます。

それから、最後から2枚目の紙をお願いしたいと思います。本剤につきまして、昨年12月11日からことしの1月9日まで御意見・情報の募集を行ったところ、期間中に御意見・情報の提出はなかったということでございます。

また、その次の最後のページになりますけれども、若干の記載整備、誤記等の修正をさせていただいております。また、そのほかにも若干のまた誤記等もあるようでございしますので、そういった点も全部確認をいたしまして、誤記等の修正をしてまとめたいと思っております。

本件につきましては、専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えてございます。説明は以上で終わります。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

ありませんようですので、それでは、本件につきましては、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、評価対象動物用医薬品である塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）が牛に使用された結果としてハザードが選択され、牛由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露されヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度と考えられたということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（５）平成 25 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成 25 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について」です。

調査・研究企画調整会議座長の佐藤委員から報告をお願いします。

○佐藤委員 資料 5 の表紙にありますように、平成 25 年度の食品安全確保総合調査については、1 月 23 日に開催されました調査・研究企画調整会議で審議いたしました。その結果、3 課題を実施するということになりました。その 3 課題の詳細については、事務局からの説明をお願いいたします。

○新本情報・緊急時対応課長 お手元の資料 5 でございますが、1 枚めくっていただきまして、3 課題それぞれの調査課題名と調査目的を記載させていただいてございます。

まず 1 件目でございますけれども、ビスフェノール A の関係の調査課題でございます。これは、厚生労働省からリスク評価要請がされておりますビスフェノール A に関しまして、平成 22 年にワーキンググループで中間取りまとめがなされておりますけれども、その後、国際的にも評価手法の検討が展開されておりますので、そうした動きや科学的知見を調査・分析するという内容のものでございます。

それから、めくっていただいて 2 件目でございますが、動物用抗菌性物質の微生物学的影響に係る調査課題です。これは、動物用の抗菌性物質のリスク評価のうち、微生物学的影響を評価するのに必要な基礎資料とするもので、ヒトの臨床由来腸内細菌における最小発育阻止濃度を調査するというものでございます。

それから、3 件目、次のページでございますけれども、薬剤耐性菌に係る調査課題でございますけれども、これは、家畜などへの抗菌性物質の使用による薬剤耐性菌の食品健康影響評価に当たりましては、薬剤耐性菌の出現状況を定量的に把握する必要があるということから、これまでも調査

がなされてきてございますけれども、知見がさらに必要なものとしたしまして、カンピロバクターの薬剤耐性菌について、牛、豚の肝臓と鶏肉を対象として調査をするというものでございます。

本日、この資料5の内容をお認めいただきましたならば、入札手続等、調査の実施に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 では、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問ありましたらお願いします。

○村田委員 教えてほしいのですけれども、2番目の動物用抗菌性物質の微生物学的影響についてということで、微生物学的MICを出すための基礎的なデータになるのでしょうかけれども、ここに今後の評価に資するためと書いてございますけれども、先週でも先々週でも、何か足りなくて評価しているようなものがあったと思うのですけれども、ああいうものはどういうふうにされるのでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 一応、既に諮問されています6品目についても対象と考えておりまして、それに加えて今後、13品目が近々予定されているということですので、現時点では19品目について予定しているという状況でございます。ですから、これまで諮問されている中についても、この調査でやるというものが含まれてございます。

○村田委員 評価の終わったものは、もうやらないのでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 現時点で考えておりますのは、基本的に現在評価中のもの、もしくは今後諮問される予定のものについて予定しているという状況でございます。

○熊谷委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、平成25年度食品安全確保総合調査の対象課題として、案のとおり決定することとします。

| |
|--|
| (6) 平成22年度「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補」に係るファクトシートの作成について(報告) |
|--|

○熊谷委員長 続きまして、ファクトシートについてですが、これについては先ほども紹介がありましたけれども、事務局から報告をお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 資料6でございます。

今回、2件についての御報告ということで、経緯につきましては、22年度の自ら評価の案件選

定において情報提供を行うこととされたもののうち、2件についてファクトシートを取りまとめたというものでございます。

このファクトシートにつきましては、23年度に調査事業によりまして情報を収集いたしまして、そういったものを中心としてまとめたものでございます。

案件は、ヒスタミンとジビエを介した人獣共通感染症ということで、ヒスタミンにつきましては、先ほど議事の(2)の中で概略御説明いたしましたけれども、ちょっと1枚めくっていただきまして構成ですけれども、1ページ目には概要ということで記載をさせていただいてございます。ごくごく簡単に御説明させていただきますと、1番のヒスタミンのところでは、ここでは、赤身の魚などに含まれるヒスチジンが、常温に放置するなどによって、ヒスタミン生成菌によってこれがヒスタミンに変わるということで、それを食べるとアレルギー様の中毒を発症することがあるということで、このヒスタミンについては熱に安定ということで、一旦できると、その後、焼いても食中毒が発生するというのを記載してございます。

2番のヒトに対する影響ということでは、食後数分から30分ぐらいで症状を呈して、大抵6～10時間で回復するというようなことを整理してございます。

3番、4番は、先ほど(2)の議事のところでは概略を申し上げたとおり、国内、国外でのリスク管理の状況について記載をしてございます。

一番下の丸のところですが、これは食品安全委員会がホームページで情報提供したところで、予防法の注意喚起ということで内容を整理してございます。

以下、2ページ以降はファクトシートということで、説明は割愛させていただきますが、すみません、ここで訂正なのですけれども、8ページ目のところで中ほど少し上のところに物質名、それからCAS番号とございますけれども、ここに誤りがございまして訂正をお願いしたいと思います。

「1H-imidazole-5」とありますが、これは「5」が間違いで「4」でございまして、その次のCAS番号も同様に「5」が「4」という形になりますので、訂正をさせていただきたいと思います。大変申しわけございません。

それから、2つ目のファクトシートということで、少しページをめくっていただき、また新しいページで1ページとなりますけれども、ジビエを介した人獣共通感染症ということで整理してございます。

この1ページのところでは、1番のところでは「ジビエとは」とございますけれども、狩猟の対象となっていて、食用とする野生の鳥獣またはその肉のことということで、フランス語ということでございますけれども、これについてはシカ、イノシシなどの野生動物が捕獲されて食用に供されている実態がございまして、最近では、地域振興のためにそれを活用しようとする地域も見られるということでございます。

2番には、ジビエを介した人獣共通感染症ということで、野生のシカやイノシシ肉を生で食べたことによって、E型肝炎やO157感染症などの事例が出ているということを記載してございます。そういった中で、これらの肉については、火を通して十分に加熱すれば、ほとんどの有害微生物は死滅するということが確認されているということですが、こういったものを利用の際には、

各段階での衛生管理、調理段階での加熱等に注意が必要ということに記載してございます。

その次のページ、2ページ以降に、これまでの我が国でのジビエが原因とされる感染症の事例を挙げてございます。

その下には海外における管理状況ということで、コーデックス、米国、EU等の取り組みを記載させていただいてございます。

3ページのところで4番になりますけれども、日本における管理の状況ということでございますけれども、これらジビエに関しましては、と畜場法や食肉処理法の対象にはなりませんけれども、食品衛生法の規定を遵守する必要があるということで、そういったことを記載してございます。そのほか、自治体や農水省でマニュアル等により衛生管理の情報提供をしているという状況を記載してございます。

あと、参考に記載しておりますのは放射性物質のリスク管理ということで、このたびの原発事故の関連で、一部の地域においてそういったものが検出されるという実態があるという中で、モニタリングをやっているとか、あるいは必要に応じて出荷・摂取の制限が行われているということに記載させていただいてございます。

4ページ以降は、関係の有害微生物の概要なり、そういったものの情報について表形式で記載をさせていただいてございます。

本件につきましては、御確認いただければ、食品安全委員会のホームページを通じまして広く提供したいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容、あるいは記載事項について、御質問等ありましたらお願いします。

それでは、特段ありませんようですので、これまでに作成したファクトシートと同様に、委員会のホームページで公表することとします。

今後、新たな科学的知見や情報があった場合には、随時ファクトシートの内容を更新していくこととなります。

(7) その他

○熊谷委員長 ほかに議事はありますか。

○井原総務課長 特にございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、再来週、2月18日月曜日14時から開催を予定しております。

また、明後日、6日水曜日9時30分から「プリオン専門調査会」が公開で、8日金曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 462 回食品安全委員会会合を閉会します。
どうもありがとうございました。